

第29号議案 長崎市障害福祉センター条例の一部を改正する条例

(2) 改正内容

手 数 料	①5%時単価	現行(8%時単価)	改正後(10%時単価) ①×110/105
診 断 書 料 (1通につき)	3,000円以上 7,000円以下	3,085円以上 7,200円以下	3,142円以上 7,333円以下
証 明 書 料 (1通につき)	1,000円以上 2,000円以下	1,028円以上 2,057円以下	1,047円以上 2,095円以下

個人使用料 プ ー ル	①5%時単価		現行(8%時単価)		改正後(10%時単価) ①×110/105	
	基本 料金 3時間 につき	超過 料金 1時間 につき	基本 料金 3時間 につき	超過 料金 1時間 につき	基本 料金 3時間 につき	超過 料金 1時間 につき
大 人	300円	100円	300円	100円	310円	100円
高等学校の生徒 又は18歳未満の 勤 労 青 少 年	200円	70円	200円	70円	200円	70円
小学校の児童、 中学校の生徒 又 は 幼 児	100円	40円	100円	40円	100円	40円

※ 基本料金は3時間の料金。超過料金は3時間を超えて1時間につきの料金。

個人使用料 体育室及び 軽スポーツ室	①5%時単価		現行(8%時単価)		改正後(10%時単価) ①×110/105	
	基本 料金 3時間 につき	超過 料金 1時間 につき	基本 料金 3時間 につき	超過 料金 1時間 につき	基本 料金 3時間 につき	超過 料金 1時間 につき
大 人	300円	100円	308円	102円	314円	104円
高等学校の生徒 又は18歳未満の 勤 労 青 少 年	200円	70円	205円	72円	209円	73円
小学校の児童、 中学校の生徒 又 は 幼 児	100円	40円	102円	41円	104円	41円

※ 基本料金は3時間の料金。超過料金は3時間を超えて1時間につきの料金。

専用使用料 (時間帯別) プ ー ル	①5%時単価	現行(8%時単価)	改正後(10%時単価) ①×110/105
平 日	8,700円 ~22,710円	8,948円 ~23,358円	9,114円 ~23,791円
土曜日、日曜日 又は休日	11,330円 ~34,090円	11,653円 ~35,064円	11,869円 ~35,713円

専用使用料 (時間帯別) 体 育 室	①5%時単価	現行(8%時単価)	改正後(10%時単価) ①×110/105
平 日	1,750円 ~8,240円	1,800円 ~8,475円	1,833円 ~8,632円
土曜日、日曜日 又は休日	2,720円 ~10,960円	2,797円 ~11,273円	2,849円 ~11,481円

専用使用料 (時間帯別) 軽スポーツ室	①5%時単価	現行(8%時単価)	改正後(10%時単価) ①×110/105
平 日	720円 ~2,980円	740円 ~3,065円	754円 ~3,121円
土曜日、日曜日 又は休日	870円 ~3,550円	894円 ~3,651円	911円 ~3,719円

専用使用料 (1時間につき)	①5%時単価	現行(8%時単価)	改正後(10%時単価) ①×110/105
会 議 室	200円	205円	209円
和室研修室	200円	205円	209円
研 修 室	300円	308円	314円
調理訓練室	200円	205円	209円
展示ホール	460円	473円	481円

※内税については、消費税5%の時点の単価に105分の110を乗じた額とし、円未満の端数については切り捨てる。ただし、施設入館料等及び機械機器により徴収する使用料については、10円単位の転嫁とし、10円未満の端数は切り捨てる。

※平成26年4月1日に5%→8%へ転嫁した際、端数を切り捨てていることから、より正しい転嫁を行うため、8%→10%ではなく、5%→10%の転嫁を行うこととする。